

登記手続案内の予約について

抵当権抹消登記手続や相続登記手続、
会社法人の設立登記手続や役員変更登記
手続などの登記手続案内について



さいたま地方法務局では、より効率的な
行政サービスを提供することができるよ
う、**登記手続案内について事前予約制**を実
施しています。

さいたま地方法務局

庁 名	郵便番号	所在地	電話番号	登記管轄区域
不動産登記部門	338-8513	さいたま市中央区下落合5丁目12番1号(さいたま第2法務総合庁舎)	(048)851-1000 ※音声ガイダンス「2」	さいたま市、戸田市、蕨市
法人登記部門			(048)851-1000 ※音声ガイダンス「3」	埼玉県全域(商業・法人)※
川口出張所	332-0032	川口市中青木2丁目19番5号	(048)255-4844(代表) ※音声ガイダンス「2」	川口市
志木出張所	353-0004	志木市本町1丁目4番25号	(048)476-1230(代表) ※音声ガイダンス「2」	志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市
鴻巣出張所	365-0032	鴻巣市中央27番27号	(048)541-0776	鴻巣市、北本市
上尾出張所	362-0005	上尾市大字西門前753番地1	(048)771-0239 ※音声ガイダンス「2」	上尾市、桶川市、北足立郡伊奈町
川越支局	350-1118	川越市豊田本1丁目19番地8	(049)243-3824 ※音声ガイダンス「2」	川越市、ふじみ野市、入間郡の内/ 三芳町、比企郡の内/川島町
坂戸出張所	350-0214	坂戸市千代田1丁目2番9号	(049)281-0342 ※音声ガイダンス「2」	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡の内/ 鳩山町、入間郡の内/越生町、毛呂山町
熊谷支局	360-0037	熊谷市筑波3丁目39番地1	(048)524-8805 ※音声ガイダンス「2」	熊谷市、大里郡寄居町、行田市、深谷市
本庄出張所	367-0030	本庄市早稲田の杜4丁目10番1号	(0495)22-3264	本庄市、児玉郡(美里町、神川町、上里町)
秩父支局	368-0025	秩父市桜木町12番28号	(0494)22-0827	秩父市、秩父郡の内/小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町
所沢支局	359-0042	所沢市並木6丁目1番地5	(04)2992-2677(代表) ※音声ガイダンス「2」	所沢市、狭山市、入間市
飯能出張所	357-0021	飯能市双柳94番15号	(042)972-2580	飯能市、日高市
東松山支局	355-0011	東松山市加美町1番16号	(0493)22-0379 ※音声ガイダンス「2」	東松山市、比企郡の内/吉見町、滑川町、小川町、嵐山町、ときがわ町、秩父郡の内/東秩父村
越谷支局	343-0023	越谷市東越谷9丁目2番地9	(048)966-1321(代表) ※音声ガイダンス「2」	越谷市、吉川市、北葛飾郡の内/ 松伏町
春日部出張所	344-0067	春日部市中央3丁目11番地8	(048)752-2339 ※音声ガイダンス「2」	春日部市、南埼玉郡の内/宮代町、北葛飾郡の内/杉戸町
草加出張所	340-0006	草加市八幡町735番地1	(048)936-0354 936-0355 ※音声ガイダンス「2」	草加市、八潮市、三郷市
久喜支局	346-0005	久喜市本町4丁目5番28号	(0480)21-0215(代表) ※音声ガイダンス「2」	久喜市、加須市、幸手市、羽生市、蓮田市、白岡市

※商業・法人に関するの登記手続案内は、法人登記部門でのみ行っており、支局・出張所では行っていませんのでご注意ください。

登記手続案内を利用されるお客様へ（ご案内）

- 1 登記手続案内は、土地・建物の登記名義人や、会社・法人の代表者など、原則、お客様自身が登記の「申請人」として手続をされる場合にお受けしています（登記手続案内の内容により、身分証明書等の提示をお願いすることがあります）。
- 2 登記手続案内では、不動産登記及び会社・法人登記に関する申請書の書き方や、必要書類等一般的な内容の案内をお受けしていますが、お客様自身が判断すべき法律上の問題については、お受けできません。
- 3 限られた人数で、できる限り多くの方々の登記手続案内をお受けするため、1回の登記手続案内時間は、「20分以内」とさせていただいております。
- 4 登記手続案内の担当者が申請書及び添付書類（委任状、相続関係説明図、登記原因証明情報、議事録等）等を「作成」することはできません。申請書等の作成や必要書類の用意は、お客様自身で行っていただく必要があります。
- 5 登記手続案内では、お客様が作成された申請書の「審査」（形式的審査を含みます。）を行うことはできません。「審査」は、登記申請を受け付けた後に、登記官が行います。
- 6 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法令違反となる場合がありますので、ご注意願います。